

八尾市手話言語条例（素案）に係る市民意見提出制度実施要領

1	件 名	八尾市手話言語条例（素案）についての市民意見募集
2	目 的	「八尾市手話言語条例」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の考え方に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映することを目的として実施します。
3	事務説明	平成 23 年に障害者基本法が改正され、手話が言語として広く認められたものの、いまだ手話に対する理解の広がりを感じるに至っていません。 この現状を踏まえ、八尾市議会では、「手話は言語である」との認識のもと、手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及についての基本理念を定め、市の責務や市民・事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策推進の基本事項を定めることで、ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現をめざしています。 この度、八尾市手話言語条例（素案）について、市民意見提出制度に関する指針の考え方に基づき、市民の意見・提言を募集いたします。
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	（１）公表する資料 ・ 八尾市手話言語条例（素案） （２）公表の方法 ・ 市役所本館（９階市議会事務局、１階障がい福祉課、３階情報公開室及び１階総合案内）、市内各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂人權コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、社会福祉会館、障がい者総合福祉センターでの閲覧 ・ 八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和 7 年 1 月 30 日（木）～令和 7 年 2 月 21 日（金）
7	意見募集期間	令和 7 年 1 月 30 日（木）～令和 7 年 2 月 21 日（金）（必着）
8	必須記入事項	（１）タイトル「八尾市手話言語条例（素案）についての市民意見」 （２）意見・提言 （３）連絡先（任意） （氏名又は団体名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス） ※提出された連絡先等の個人情報は個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。 ※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。

9	意見の提出方法及び提出先	(1) 持参 (代理人によるものを含む。) 八尾市役所本館 9階 八尾市 市議会事務局 議事政策課 (2) 郵送 : 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 市議会事務局 議事政策課 (3) ファクシミリ : 072-922-4968 (4) 電子メール : sigikaijimukyoku@city.yao.osaka.jp (5) 電子申請システム
10	提出された意見の取り扱い等	(1) 提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日 (令和7年3月中旬頃を予定)、情報公開室及び市ホームページにて公表いたします。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。 (2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないよう、ご注意ください。 (3) 意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。 (4) 電話・口頭での意見は、市民意見提出制度として取り扱いません。
11	担当 (問い合わせ)	八尾市 市議会事務局 議事政策課 電話 : 072-924-3885 (直通)